

愛媛大学総合情報メディアセンター教育デザイン室内規

〔平成25年 4月 1 日〕
総合情報メディアセンター会議決定

(趣旨)

第1条 この内規は、愛媛大学総合情報メディアセンター規則（以下「規則」という。）第6条の2第2項の規定に基づき、愛媛大学総合情報メディアセンター教育デザイン室（以下「教育デザイン室」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 教育デザイン室は、eラーニングコンテンツの研究・開発を行うとともに、ICTを活用した教育の支援、授業の研究・開発を行い、教育の情報化を支援することを目的とする。

(業務)

第3条 教育デザイン室は、総合情報メディアセンター長（以下「センター長」という。）の指示に基づき、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) eラーニングコンテンツの研究・開発に関すること。
- (2) eラーニングコンテンツ制作の支援に関すること。
- (3) ICTを活用した教育の支援に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 教育デザイン室に、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 室長
- (2) 室員
 - ア センターの専任教員 若干人
 - イ その他必要な職員
- 2 室長及び室員のアの者は、センターの専任教員のうちから、センター長が指名する。
- 3 室長及び室員のアの者の任期は2年とし、再任を妨げない。

(職務)

第5条 室長は、教育デザイン室の業務を掌理する。

- 2 室員は、教育デザイン室の業務を処理する。

(事務)

第6条 教育デザイン室に関する事務は、研究支援部総合情報メディアセンター事務課において処理する。

(雑則)

第7条 この内規に定めるもののほか、教育デザイン室に関する必要な事項は、センター長が定める。

附 則

この内規は、平成25年4月1日から施行する